

本号（令和7年12月16日）で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第42号）

- 1 関係法令の改正に伴い、条例で定める手数料について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年1月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第43号）

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和8年4月1日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第44号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第45号）

- 1 人事委員会の令和7年10月10日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第46号）

- 1 人事委員会の令和7年10月10日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年1月1日又は同年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第47号）

- 1 人事委員会の令和7年10月10日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等に基づき一般職の職員の期末・勤勉手当の改定を行う状況等を踏まえ、知事等の受けける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第48号）

- 1 知事等の受けける期末手当の支給割合の改定等を踏まえ、議会の議員の受けける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和8年4月1日から施行することとした。